寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 9 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第5号

寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「という。)」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加える。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1 項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを 希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。
 - (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児 休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日に

おいて地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な 勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 第 3 条中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項ただし書」に改め、同条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定 する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育 の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、 同条第 7 号中「該当すること」の次に「又は第 2 条の 4 の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における 保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加 える。

第 10 条第 7 号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号ア(イ)の改正規定、第2条の3第2号の改正規定、第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に1条を加える改正規定及び第3条第7号の改正規定は、平成29年10月1日から施行する。